

令和4年

春の全国交通安全運動

運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

4月6日(水)～4月15日(金)

スローガン

小さな手 大きくあげて わたろうね

運動の重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



【令和3年度 交通安全ポスターコンクール 受賞作品】

最優秀賞 (茨城県知事賞)
茨城県取手市立山王小学校 2年
千葉 結莉香 さんの作品

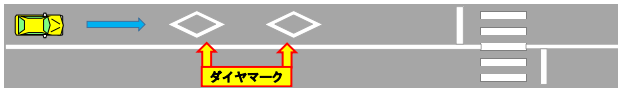
最優秀賞 (茨城県知事賞)
茨城県つくば市立栄小学校 3年
相馬 千紗 さんの作品

主 唱 茨城県交通対策協議会

●子供を始めとする歩行者の安全確保

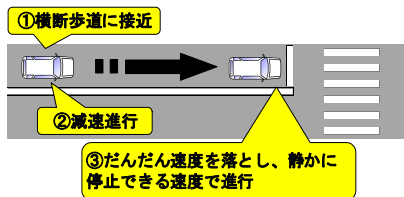
入学や進学を迎える4月以降、全国的に小学生の歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあります。令和3年中の子供（幼児、小・中学生）の死者数は2人（前年同数）、負傷者数は410人（前年比31人減）となっています。横断歩道や通学路は歩行者優先です。安全運転を徹底し、思いやりのある運転をお願いします。

「ダイヤモンドが見えたら前方に横断歩道あり」

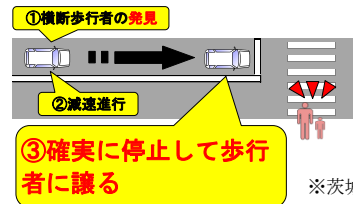


◇(ダイヤモンド)の先には、必ず横断歩道又は自転車横断帯があります。ダイヤモンドを見つけたら、減速進行し、横断歩道付近の歩行者の有無を確認、横断歩行者がいる場合は、一時停止の義務があります。(道路交通法第38条第1項 前段・後段)

●横断歩道等に接近する場合の義務 【道交法第38条第1項 前段】



●横断歩行者等がいる場合の一時停止 【道交法第38条第1項 後段】



※茨城県警かわら版より

●歩行者の保護

令和3年中における歩行者の交通事故死者数は33人(前年比7人減)で、全死者数の約41.3%を占めています。横断歩道手前では減速し、すぐに停止できるよう注意を払い、歩行者を保護しましょう。

交通事故死ゼロを目指す日
4月10日(日)

●飲酒運転根絶

飲酒運転を見たら迷わず110番!
または最寄りの各警察署か#9110へ



【ハンドルキーパー運動】

仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転を防止する。



●自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを走行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全運転
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

- 自転車に乗る前に必ず点検しましょう。
- 年に一度は自転車の点検・整備を受けましょう。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう!
(茨城県は自転車保険への加入が努力義務となっています。)

